

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正概要について

鳥取県では、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的・計画的に推進し、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に適切に対処するため、災害対策基本法に基づき「鳥取県地域防災計画」を作成しています。

このたび、昨年度の災害で得られた教訓、防災対策に係る各種取組や制度改正等を適切に地域防災計画へ反映させることにより、防災対策の更なる充実強化を図るため、鳥取県地域防災計画の修正案を作成しました。

【主な修正内容】

1 令和5年1月からの大雪を踏まえた修正

- ・ライフラインの途絶等を予防するための事前伐採の推進
→道路管理者、県、市町村、ライフライン機関、その他関係機関は、倒木による道路やライフラインの途絶、孤立集落の発生を予防するため、連携して倒木の可能性がある箇所を把握し、事前伐採を行うよう努めることを追記（雪害対策編 第1部 災害予防計画）
- ・避難所として活用できる施設の把握と資機材の整備
→市町村は、孤立予想集落内で雪害時の避難所として活用できる施設を把握するとともに、必要な資機材等の整備に努めることを追記（雪害対策編 第1部 災害予防計画）
- ・地域で行われる立往生車両への食料提供等の取組（災害時支え愛活動）支援
→県は、地域で行われる立往生車両への食料提供等の取組（災害時支え愛活動）を支援するよう努めることを追記（雪害対策編 第1部 災害予防計画）

2 災害対応体制の充実・強化

- ・県及び関係機関による合同対策協議の実施
→県は、必要に応じて関係機関（道路管理者、警察、気象台、市町村等）と災害に係る情報を交換し、各機関が実施する災害対応について調整することを目的として、合同対策協議を、WEB会議システムを活用して実施することを追記（災害応急対策編 第2部 組織体制計画）
- ・防災行動計画（タイムライン）の作成
→県は、災害時に発生する状況を予測し、県等の各機関が実施する対応を時系列で整理した「防災行動計画（タイムライン）」を作成するよう努めることを追記（災害予防編 第2部 組織体制計画）
- ・広域受援実施大綱の作成
→県内で大規模災害が発生した場合の県外からの広域的な応援の受援に関する体制及び手順等の基本的な事項については「鳥取県広域受援実施大綱」によることを追記（災害予防編 第4部 防災関係機関の連携推進計画）

3 避難促進、避難所環境の整備

- ・住民避難の促進（ハザードチェック、マイ・タイムライン、災害情報）
→県は、市町村と協力し、住民がハザードを見ることができる取り組み等を推進すること、住民一人ひとりの主体的な早期避難ができるよう避難スイッチの取り組みやマイ・タイムラインの作成、住民が避難等を判断するための情報を得られる仕組みの整備等をより一層推進していくことを追記（災害予防編 第1部 総則）
- ・医療的ケアを必要とする者の避難の支援にあたっての留意事項の追記
→医療的ケアを必要とする者については、避難に際して本人の介助に加えて医療機器等の搬送が必要になることから、多くの支援を要することや、避難先において医療機器を稼働させるための電源の確保が重要であること等に留意が必要であることを追記（災害予防編 第5部 避難対策計画）

- ・ 電動車両の確保等
→避難所における電源確保を図るため、自動車メーカーと締結した協定に基づき、電動車両の貸与を受け、市町村へ派遣する体制を構築することを追記（災害応急対策編 第5部 避難対策計画）

4 被災者支援に係る取組の推進等を踏まえた修正

- ・ 被災者の生活復興支援（災害ケースマネジメント）の実施体制の整備
→鳥取県災害ケースマネジメント協議会を中心として、関係機関が連携して災害ケースマネジメントを実施することを追記（災害予防編 第14部 被災者支援計画、災害応急対策編 第14部 被災者支援計画）
- ・ 罹災証明の発行体制の整備
→デジタル技術の活用による罹災証明書発行業務の効率化、迅速発行について検討を進めることや、県は市町村と調整の上、損害保険会社と連携した住家被害認定の実施を検討することを追記（災害予防編 第11部 住宅対策計画）

※その他、文言の修正等の軽微な修正を併せて行います。